

MANA消防計画（防災管理規程）

作成日：令和4年2月1日

作成者：防火管理者 宇栄原 圭介

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、MANAにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、MANAに勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 宇栄原 圭介				
防火担当責任者		火元責任者		
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名	
事務所	MANA管理者 山城 善史	コンセント類	山城 善史	
		洋服・タオル類	山城 善史	
		書籍・文具	山城 善史	
活動場所	児童発達支援管理責任者 幸地 葉里	玄関	幸地 葉里	
		ホール	幸地 葉里	
		食事室	宇栄原 圭介	
キッチン・外回り	児童指導員 宇栄原 圭介	キッチン	宇栄原 圭介	
		喫煙所	高良 征弥	
喫煙・その他		ゴミ収集室	金嶺 恵香	
		トイレ	金嶺 恵香	

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者及び設備管理者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日1回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	—	—	—
	消防用設備等	月1回	消火器・報知器・避難誘導灯	月末日

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、宮川忠士（代表者）に報告し、改修を図らなければならない。

(従業員等の遵守事項)

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 噫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- イ 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ キッチン内は常に整理整頓し、換気扇、コンロ等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室、倉庫、の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所、の巡回を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（ごみ、機材、用具）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は直ちに除去する。
- ウ シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、宇栄原 圭介（防火管理者）に報告する。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

自衛消防隊長 山城 善史	通報連絡班 班員 幸地 莉里
	消火班 班員 高良 征弥 班員 宇榮原 圭介 避難誘導班 班員 運天 恵理子 班員 金嶺 恵香
任務分担	
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。 施設内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

* 必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

*呼び出しにより参集した職員は、原則として避難誘導及び応急救護を担当する。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。

(2) 緊急地震速報発表時の対応

- ア 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとる。
- イ 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。
- ウ 入所者等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全確保に努める。

(3) 地震発生時の安全措置

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 火気使用設備・器具の直近にいる職員等は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(4) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は入所者等に知らせる。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、入所者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 入所者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
- (イ) 入所者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
- (ウ) 入所者等を広域避難所まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。
- (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒步とする。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

(1) 通所施設

- ア 供用を中止する。
- イ 利用者全員（未就学児、就学児童）全員を保護者へ直接引き渡すこととし、引き渡すまでの間は施設において保護する。

(2) 入所施設

- ア 平常業務を継続する。
- イ 入所者の保護者への引渡しは、保護者からの申し出があったときのみとする。

2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

- 通報連絡班は、次のことを行う。
- ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - イ 従業員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
 - ウ 混乱防止を図るため、必要な情報は患者等に知らせる。
- なお、入所者への情報伝達は、各階に避難誘導班を配置させた後に行う。

(2) 応急対策

消防班は、次のことを行う。

- ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。
- イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
- ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。
- エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は、次のことを行う。

- ア 入所者等が混乱しないで退場できるように誘導する。
- イ 入所者等の避難方法及び避難場所については別に定める。

- 3 営業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条第2項第2号に定める応急対策を行う。
- 4 従業員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第11条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

- 2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入社員	採用時	採用時1回	<input type="radio"/>		
正社員	年間スケジュール参照	年1回の研修	<input type="radio"/>		
	朝礼時	必要な都度		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
アルバイト・パート	採用時	採用時1回	<input type="radio"/>		
	就業時	必要な都度		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
備 考	<input type="radio"/> 印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上従業員が遵守すべき事項
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）
- オ その他必要な事項

- 3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	5月	震災訓練	11月
避難訓練	7月	火災訓練	2月
通報訓練	9月		

(消防機関への報告、連絡)

第12条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、平成30年 5月 1日から施行する。

附則（平成31年3月1日に変更（任務分担、責任者等）

この計画は、平成31年 3月 1日から施行する。

附則（令和2年4月1日に変更（任務分担、責任者等）

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年7月1日に変更（任務分担、責任者等）

この計画は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日に変更（任務分担、責任者等）

この計画は、令和4年2月1日に変更（任務分担、責任者等）

MANA訓練計画概要

訓練日：0月0日（0曜日） 00:00～

出火箇所：キッチン

- ・キッチンのコンロより火災発生

出火時間：00:00

・

役割分担：消防計画参照

- ・自衛消防隊の組織図参照

避難場所：嶺井第一病院前バス停広場

- ・嶺井第一病院前バス停の広場まで誘導

搬送方法：徒歩

- ・避難経路図参照

必要な資機材の準備

- ・通報のための電話
- ・拡声器・警笛等
- ・出火箇所を表示するもの
- ・消火器具、消火設備
- ・ストップウォッチ

訓練の実施・流れ

火災発見

- ・自動火災報知機→現場急行→目視確認→「火事だー」「火事だー」と2回大きな声で叫ぶ
- ・人的発見→目視確認→「火事だー」「火事だー」と2回大きな声で叫ぶ

通報・情報伝達

現場確認者等から火災発生の知らせを受けた場合は、直ちに消防機関への通報を行いま

す、訓練時には、消防計画上、通報を担当する人が模擬通報を行う
119番への通報が終了したら、施設内にいる人に火災が発生したことを知らせる
初期消火の確認し補助等必要であれば行う。

初期消火

※初期消火マニュアル参照

消火器用意→安全ピンを抜く→ホースを火元に向ける→レバーを握って放射

※消火器の消費期限を守る、

通報・情報伝達

※通報マニュアル参照

- ・消防機関への通報→119番→建物の中にいる人に知らせる（2階）→近隣に知らせる

避難・誘導

※避難、誘導マニュアル参照

自力で避難できる人→大きな声でどこからどこへ避難するかを指示→ハンカチ等を鼻と口にあて、煙を吸い込まれないよう姿勢を低くして避難するよう指示

誘導するだけでは避難できない人

- ・背負い
- ・抱きかかえ
- ・担架
- ・ベッド
- ・マットレス・布団・毛布・シーツ・椅子